

平成 30 年度の点検・評価事項について（案）

1 点検・評価の基本的取組

「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「部会」という。）においては、仕事と生活の調和に関する取組の点検・評価に関し、当該年度に公表された関係政府決定や関連施策等について情報共有を行うとともに、行動指針に記載されている数値目標（以下「数値目標」という。）や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」（以下「レポート」という。）に掲載されている各種データの最新状況も踏まえて、数値目標の進捗状況について点検・評価を行っている。

2 平成 29 年度において重点的に行った点検・評価の取組

平成 29 年度は、1 の基本的取組に加え、重点的な取組として、5 年ごとに公表される「社会生活基本調査」のデータを数値目標の指標としている「^⑬6 歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」について点検・評価を行い、関連する調査研究や「おとう飯」等の関連する取組内容と併せて取りまとめ、レポートに特集「仕事と家事・育児・介護の両立に関する現状と取組事例」として掲載した。

3 平成 30 年度において重点的に行う点検・評価事項（案）

平成 30 年度においては、1 の基本的取組に加えて重点的な取組として、次に掲げるような事項の中からテーマを決めて部会で議論いただき、その内容を部会の点検・評価として、レポート中の特集に掲載することとしてはいかがか。

（案の 1）

平成 30 年度は、5 年ごとに行われる「就業構造基本調査」が公表される予定。同調査のデータは、数値目標の指標としている「^⑤週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」に係る参考データとして使用されていることから、「^⑤」について重点的に点検・評価を行う。

（案の 2）

数値目標の指標としている「^⑨自己啓発を行っている労働者の割合」については、「進捗していない」（目標設定時の数値より目標までの差が拡大している）項目となっていることから、平成 30 年度においては、「^⑨」について重点的に点検・評価を行う。

(参考)

<仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（抄）>

Ⅱ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

<Ⅱに関連する統計調査、調査研究等>

(1) 今年度公表される統計調査

総務省「就業構造基本調査」

- ・週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合（雇用形態別）／（雇用形態別・男女別）
- ・男性正規職員・従業員の週労働時間の分布（男性、30～39 歳）

(2) 関連する統計調査、調査研究等

内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する個人・企業調査」（平成 25 年度）

総務省「労働力調査（基本集計）」

厚生労働省「労働時間等の設定の改善を通じた「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」、「就労条件総合調査」、「労働安全衛生調査（実態調査）」、「毎月勤労統計調査」

人事院「人事院勧告参考資料」

独立行政法人労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関する調査」（平成 22 年調査）

(3) その他関係資料等

厚生労働省「職場における治療と職業生活の両立のためのガイドライン」公表（平成 30 年 4 月）

<Ⅲ「自己啓発」に関連する統計調査、調査研究等>

内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する個人・企業調査」（平成 25 年度）

総務省「社会生活基本調査」

厚生労働省「能力開発基本調査」